



児童相談所のパンフレット



定期的に行うチームミーティング



児童相談所の機能と 地域の子どもたちを取り巻く現状 ―愛知県知多児童・障害者相談センターの役割―

愛知県知多児童・障害者相談センター 児童福祉司 畠山 節史

愛知県知多児童・障害者相談センターは、児童相談所の機能を有する愛知県の地方機関で、知多半島の5市5町を管轄しています。児童相談所は主に児童福祉司と児童心理司という専門職が子どもやその保護者を取り巻く様々な相談を受け、調査、指導等を行っています。また、児童相談所には主に3つの機能があり、1つ目は相談機能で、子どもに関する様々な相談を受けます。2つ目は虐待等で親子の分離が必要と判断した子どもや、家庭から離れざるを得ない子どもを一時的に保護する一時保護機能です。一時保護は、子どもに危険が及ぶと判断された場合は速やかに対応することが求められている一方で、一時的とはいえ、子どもを家庭から引き離すことになるため、慎重かつ的確な判断が求められています。3つ目は措置機能であり、虐待や非行等の問題に対して、児童福祉司が子どもまたはその保護者に対して指導を行うものです。何らかの事情で家庭での生活が困難となった子どもを児童養護施設や里親等に入所させることも

この措置機能のひとつとなります。

実は、児童相談所はこの3つの機能を有しているとはいえ、児童相談所だけで問題を解決できるわけではありません。多くの場合は地域の関係機関や関係者と連携し、相談に応じています。特に非行、虐待少年の問題では、地域の関係機関との連携が不可欠です。児童相談所では、主に14歳未満の触法少年、及び虐待少年の相談を受け、指導を実施しています。相談件数はここ数年、年間30件から40件と横ばいで推移していましたが、直近2年は60件から70件の相談を受理しており増加傾向にあります。特に虐待少年の相談理由のひとつである「家出」の相談受理件数が増加しており、問題を抱えた子どもたちの居場所がなくなっている現状がみられます。児童相談所はこうした子どもたちや保護者の相談を受け、保護司の皆さまを始めとした関係機関の方々と引き続き連携を深めることで更なる児童福祉行政の向上に努めていきたいと考えております。

地域と学校の「共育力」を発揮したい

半田市教育長 榊原雅晃

私が教職に就いたのは昭和58年、いわゆる「荒れる中学校」の時代で、犯罪白書を紐解いてみると、少年による刑法犯等の検挙人数が戦後最も多い年でした。その後、平成になって検挙人数は増減を繰り返しながらも全体としては減り続け、令和3年には十分の程度にまで減少しました。ところが、令和4年からは増加に転じ、令和5年も前年比で16%程度増加しています。原因を特定することは困難ですが、コロナ禍を経て、少年たちや彼らを取り巻く社会状況に何らかの変化が生じてきているのであろうと想像できます。

そのような変化が生じている中、現在の学校教育は解決すべきいくつかの課題に直面しています。最も大きな課題は「教員の働き方改革」でしょう。この課題に取り組みにあたっては、昭和から平成にかけて当たり前だった学校教育の在り方を根本から変えていくほどの大きな改革が必要です。部活動改革をはじめ、学校教育のあらゆる面から教員の働き方を見直し、教員の過度な負担を減らすと同時に、教育の質を落とすわけにはいかないという難しい対応を迫られているのです。

そもそも教育は学校だけで成り立つものではなく、家庭や地域を含む社会全体で行われるものです。半田市ではいち早くコミュニティ・スクールを全小中学校区へ導入し、地域と学校による「共育力」が発揮しやすい地盤づくりに取り組んできました。令和時代を生きる子どもたちにふさわしい教育の在り方を求めて、これからも学校教育をめぐる改革を積極的に進めていきます。「地域とともにある学校づくり、学校とともにある地域づくり」を合言葉に、これからも皆様からお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



第75回「社会を明るくする運動」

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする法務省主唱の運動です。

がんばれるのは、どんなときだろう。
踏ん張れるのは、どんなときだろう。

自分を認めてくれるひと言。
肩をたたく手の温かさ。
遠くから見守るそのまなざし。

待っている人の存在に気づいたとき、
立ち直れると信じられる。

たとえ時間がかかっても。

Time with Hope
進む、希望とともに。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

犯罪や非行をなくすためには、犯罪や非行をした人自身が罪に向き合い、心から反省し、立ち直りに向けて一生懸命努力することが必要です。それだけでなく、立ち直ろうと決意した人を地域で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることがとても大切です。



発行：半田保護区保護司会
協力：半田商工会議所



半田更生保護サポートセンターだより vol.13 2025.07
〈お問合せ先〉半田更生保護サポートセンター TEL 0569-84-0683
半田市東洋町二丁目1番地 半田市役所2階

半田更生保護
サポートセンター
公式SNS



半田更生保護
サポートセンター



@HANDA_HOGOSHI



@handa.hogoshi



フォローお願いします